

船舶事故調査報告書

平成24年1月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	沈没
発生日時	平成22年10月31日（日） 07時00分ごろ
発生場所	静岡県静岡市所在の清水灯台東方沖 清水灯台から真方位098°480m付近 （概位 北緯35°00.6′ 東経138°32.1′）
事故調査の経過	平成22年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{あおい} 葵、5トン未満 271-17297静岡、個人所有 6.50m(Lr)×2.00m×0.55m、FRP ディーゼル機関、58kW、昭和60年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年7月14日 免許証交付日 平成22年7月14日 （平成27年7月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、静岡市清水港袖師船だまりを出航し、約10ノット(kn)の速力で手動操舵により、静岡市三保埼南東方沖の釣り場に向かった。</p> <p>船長は、清水港三保防波堤北方沖を通過した頃から浮流物が多くなったので、速力を約2～3knに減速して浮流物を避けながら航行していたが、静岡市吹合岬東方沖付近を通過した頃から沿岸寄りに浮流物が少なくなり、速力を約4～5knに増速して南進中、清水灯台東方沖において、平成22年10月31日07時00分ごろ船尾船底部付近に衝撃を受けた。</p> <p>船長は、すぐに主機を停止してプロペラの点検を行った結果、異常はなかったが、船尾部が沈下し始めたことから、プロペラシャフト点検区画を確認したところ、同区画に浸水しているのを発見した。</p> <p>その後、本船は、右舷側に傾斜して転覆したのち、船尾部から沈没した。</p> <p>船長は、転覆する前に救命胴衣を着用して海に飛び込み、転覆した本船につかまっていたところを付近航行中の漁船に救助された。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 特記事項：本事故発生前日に台風14号が太平洋上を通過していた。</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、衝撃を受けたとき、付近海面上に浮流物を認めなかった。 本船は、機関室とプロペラシャフト点検区画とがつながっており、双方の区画間で海水が流入する構造となっていた。 本船は、沈没後、引き揚げられなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="523 463 815 499">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 463 1457 499">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 499 815 535">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 499 1457 535">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 535 815 571">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 535 1457 571">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 571 815 833">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 571 1457 833"> <p>本船は、清水灯台東方沖を南進中、海面下に浮遊していた障害物に接触して船尾船底部に破口又は亀裂が生じたことから、浸水して沈没した可能性があると考えられるが、本船が沈没したことから、損傷の状況については、明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	なし	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、清水灯台東方沖を南進中、海面下に浮遊していた障害物に接触して船尾船底部に破口又は亀裂が生じたことから、浸水して沈没した可能性があると考えられるが、本船が沈没したことから、損傷の状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	なし								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、清水灯台東方沖を南進中、海面下に浮遊していた障害物に接触して船尾船底部に破口又は亀裂が生じたことから、浸水して沈没した可能性があると考えられるが、本船が沈没したことから、損傷の状況については、明らかにすることはできなかった。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、清水灯台東方沖を南進中、海面下に浮遊していた障害物に接触して船尾船底部に破口又は亀裂が生じたため、浸水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								